

令和8年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年7月21日(火) 10時05分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席者

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	萩森 浩志	3	菊池 政弘
4	樋田 都	5	平田 雅士	6	西川 正則
7	松本 吉隆	8	二宮 佳郁	9	清水 正仁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	二宮 直樹	14	浅野 治男	15	山内 裕司
16	稲垣 憲定	17	屋舗 憲幸	18	菊池 健三
19	峯本 裕貴				

○招集者

八幡浜市長 大城 一郎

○事務局職員

事務局長 二宮 万裕美

事務局次長 松浦 秀紀

事務局 菊池 嘉隆、宮崎 こずえ

4 議事日程

第1 市長招集あいさつ

第2 自己紹介

第3 臨時議長の選出について

第4 会長及び会長職務代理者の選出について

第5 会長及び会長職務代理者あいさつ

第6 議席の決定について

第7 議事録署名人の選出について

第8 付議案件について

議案第30号 愛媛県農業会議会員の選出について

議案第31号 農業委員の地区分担について

議案第32号 部会の設置及び構成について

議案第33号 農業者年金地区別加入推進構成員の決定について

議案第34号 農地利用最適化推進委員の決定について

第9 協議・連絡事項

- ・7月のあっせん会議について
- ・第9回農業委員会研修会・総会
- ・第9回農業委員会総会後の情報交換会について

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和8年第8回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、19名中19名で総会成立の定足数に達しています。

(日程第1「市長招集あいさつ」)

それでは、八幡浜市長から招集のご挨拶を申し上げます。

(市長あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。

(日程第2「自己紹介」)

それでは、新委員での最初の総会でございますので、順次、自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

事務局長 ありがとうございました。

ここで、誠に申し訳ございませんが、市長は他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

(市長退席)

議 長 (日程第3「臨時議長の選出について」)

それでは、会長及び会長職務代理者が決定するまでの臨時議長を選出

させていただきます。

年長者の「濱田 善純」委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

事務局長 それでは「濱田 善純」委員にお願いいたします。

(「濱田 善純」臨時議長あいさつ)

臨時議長 それでは、日程第 4「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 会長及び会長職務代理者の選出は、農業委員会等に関する法律第 5 条の規定により各委員の互選によることとなっています。

互選の方法には、選挙による方法と指名推薦の方法がございますが、当委員会では、これまで、指名推薦にて選出をしています。

以上です。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありましたように、八幡浜市農業委員会では、指名推薦の方法を取っているようであります。

おはかりします。

互選の方法については、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法については、指名推薦とすることに決定しました。

では、指名の方法について、事務局案があるようですので、事務局の説明を求めます。

(資料配布)

事 務 局 ただいまお配りした資料をご覧ください。

指名の方法について、当委員会では、これまで、各地区から選考委員

を選出し、その選考委員によって候補者の氏名を行い、全員に同意を求めるという方法を取っています。

各地区からの選考委員については、慣例により、矢野崎、日土地区から1名、千丈、神山、双岩地区から1名、舌田、川上、真穴地区から1名、保内地区から2名の、合計5名を選出しています。

なお、立会人は、臨時議長にお願いしをしています。

今回の指名推薦につきましても、同様の方法を取ることをご提案申し上げます。

以上です。

臨時議長 ただいま、指名の方法について、事務局案の説明がありました。
これにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

臨時議長 ご異議なしと認めます。
よって、指名については、各地区から選出された5名の選考委員が行うことに決定しました。
では、それぞれの地区に集まって、選考委員の選出をお願いします。
決定しだい事務局へ伝えてください。
暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

臨時議長 再開いたします。
それでは、各選考委員が決定しましたので、事務局から報告を求めます。

事 務 局 矢野崎・日土地区「二宮 直樹」委員、千丈・神山・双岩地区「西川正則」委員、舌田・川上・真穴地区「古能 聖人」委員、保内地区「浅野 治男」委員、「菊池 健三」委員、以上5名の方に決定しました。
以上です。

臨時議長 報告のとおりです。
選考委員の皆さんは、これより別室にて選考をお願いいたします。
暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

臨時議長

再開いたします。

会長及び会長職務代理者の選考が終了しましたので、選考委員の代表者から指名をお願いします。

18番

慎重審議、話をさせていただきました。

選考の結果、初の女性会長だと思いますが、千丈地区の「樋田 都」委員を会長に、真穴地区の「玉木 勝広」委員を会長職務代理者に指名します。

よろしくお願いします。

臨時議長

ただいま選考委員の代表から、会長及び会長職務代理者の指名がありました。

おはかりします。

「樋田 都」委員を会長の当選人と定めることに、「玉木 勝広」委員を会長職務代理者の当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

臨時議長

ご異議なしと認めます。

よって、「樋田 都」委員が会長に、「玉木 勝広」委員が会長職務代理者に当選されました。

(日程第5「会長及び会長職務代理者あいさつ」)

ただいま決定いたしました会長及び会長職務代理者が本席におられますので、就任のご挨拶をお願いいたします。

(「樋田 都」会 長 あ い さ つ)

(「玉木 勝広」会長職務代理者あいさつ)

臨時議長

以上をもって、臨時議長としての私の職務は終了いたしました。

ここで、退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

(休 憩)

議 長

再開いたします。

八幡浜市農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることになっていますので、これより、日程に従いまして会を進めさせていた

だきます。よろしくお願いします。

それでは、日程第6「議席の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

参考資料の1ページをご覧ください。

八幡浜市農業委員会会議規則第7条に、議席は地区別とすることが規定されています。

ただいま着席をいただいているとおり、農協の旧支店ごとに、矢野崎、千丈、神山、双岩、舌田、川上、真穴、日土、喜須来、川之石、宮内、磯津の順に決定させていただきたいと思います。

参考資料の3ページに、議席順の名簿案を掲載しています。ご確認をお願いします。

以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委員

(意見、質疑等なし)

議長

おはかりします。

議席の決定については、ただいま着席のとおりとしてご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議席の決定については、ただいま着席のとおりとすることに決定をいたしました。

次に日程第7「議事録署名人の選出について」を行います。

議事録署名人は、議長において指名をすることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

それでは本日の議事録署名人といたしまして、1番「濱田 善純」委員、2番「萩森 浩志」委員の両名を指名いたします。

よろしくお願いします。

次に、日程第8「付議案件について」、議案第30号「愛媛県農業会議会員の選出について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1ページと参考資料の4ページをご覧ください。

農業委員会組織については、法に基づいて3段階に設置されています。

そのうち愛媛県農業会議の普通会員として、定款により、県内の市町に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員で構成することが定められており、通常、各委員会から会長が選出されています。

以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

委員

(意見、質疑等なし)

議長

おはかりします。

愛媛県農業会議の会員として、当委員会から、会長を選出することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第31号「農業委員の地区分担について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書2ページをご覧ください。

農業委員は、市内全域の農地管理を担い、農業振興に寄与していくわけですが、個別の案件につきましては、それぞれ出身の地区を中心に担当をお願いしたいと思います。

また、農業委員会の公平・公正な判断に資するよう農業分野以外の者の意見を反映させるため、利害関係を有しない者、いわゆる中立委員を1名以上含める必要があります。中立委員である「山内 裕司」委員については、中立的な立場での発言を求めることとし、担当地区を設けず、市内全域の補佐としております。

各委員の地区分担案を一覧にしていますので、ご意見を求めます。

以上です。

議 長 ただいまの地区分担案について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委 員 (意見、質疑等なし)

議 長 おはかりします。
農業委員の地区分担について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第32号「部会の設置及び構成について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 部会につきましては、これまでの設置内容等についてご説明いたしますので、今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思います。

参考資料の5ページをご覧ください。

農業委員会には、法令に基づき、1又は2以上の部会を設置することができますが、委員構成には基準が設けられており、定数は条例で定めることとなっています。これに対し、当委員会の部会においては、会長が特に必要と認めた案件について、委員会活動を効率的に行うため、主に総会提出議題の事前協議の場として設置をしており、法的な権限をもたせる部会ではなく、任意の部会という形式を取っています。

議案書の3ページをご覧ください。

2.の部会内容にあるとおり、当委員会では、これまで、農地部会と農政部会の2つの部会を設けています。

そのうち農地部会では、農地法等の権限に属された農地利用に関する事項をご協議いただいております、主に、違反転用の事前審査等を行っています。

一方、農政部会では、委員会の啓発活動及び研修等の計画・立案に関する事項をご協議いただいております、主に、委員会だよりの作成や県外研修等の事前協議を行っています。

定数については、半数ごとに分かれています。

構成については、原則、同一地区の委員でご協議いただき、いずれかの部会に属してもらっています。

また、それぞれの部会に部会長及び副部会長を選任いただいています。

なお、副部会長については、部会を招集するまでも無い軽微な問題等が発生した場合ご協議いただくため、2名ずつとしています。

以上、これまでの部会の設置内容等についてご説明いたしました。

今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思います。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委 員 (意見、質疑等なし)

議 長 それでは、まず、部会の設置についておはかりします。
当委員会に任意の部会を設置することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、当委員会に任意の部会を設置することに決定をいたしました。

次に、部会の内容についておはかりします。

当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内容及び定数を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内容及び定数を、原案のとおりとすることに決定をいたしました。
では、部会の構成員について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 参考資料の6ページをご覧ください。

19名を2つの部会に分けるため、名簿の組み合わせのとおり、地区担当がお二人のところは、同一地区の委員同士でご協議いただき、どちらの部会に属するかを決めていただきたいと思います。

また、地区担当がお一人の委員についても、名簿の組み合わせによってご協議いただきたいと思います。

なお、18番「菊池 健三」委員については、担当地区の農地転用案件

が多くなる可能性があるため、協議なしで農地部会に属していただくことをご提案申し上げます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委 員 （意見、質疑等なし）

議 長 特にないようでしたら、名簿の組み合わせによって、部会構成員について、それぞれ振り分けをご協議いただきたいと思います。
決まりましたら、事務局まで伝えてください。
暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

議 長 再開します。
部会の構成員が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 それでは、名簿順に読み上げさせていただきます。

「濱田 善純」委員 農地、「萩森 浩志」委員 農政、「菊池 政弘」委員 農地、「樋田 都」委員 農政、「平田 雅士」委員 農政、「西川 正則」委員 農政、「松本 吉隆」委員 農地、「二宮 佳郁」委員 農地、「清水 正仁」委員 農政、「古能 聖人」委員 農地、「玉木 勝広」委員 農政、「坂野 清史」委員 農政、「二宮 直樹」委員 農地、「浅野 治男」委員 農地、「山内 裕司」委員 農政、「稲垣 憲定」委員 農地、「屋舗 憲幸」委員 農政、「菊池 健三」委員 農地、「峯本 裕貴」委員 農地。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
部会の構成員については、報告のとおりといたします。
次に、部会長 1 名、副部会長 2 名を選任いただきます。では、それぞれ部会ごとに集まってご協議ください。
決まりましたら、事務局まで伝えてください。
暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

議 長

再開します。

部会長及び副部会長が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

事 務 局

それでは、農地部会から報告させていただきます。農地部会長に川上地区「二宮 佳郁」委員、農地副部会長に矢野崎地区「濱田 善純」委員、宮内地区「菊池 健三」委員。

農政部会です。農政部会長に日土地区「坂野 清史」委員、農政副部会長に矢野崎地区「萩森 浩志」委員、双岩地区「西川 正則」委員。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、部会長及び副部会長に、就任のごあいさつをお願いいたします。

（「二宮 佳郁」農地部会長あいさつ）

（「坂野 清史」農政部会長あいさつ）

（「濱田 善純」農地副部会長あいさつ）

（「菊池 健三」農地副部会長あいさつ）

（「萩森 浩志」農政副部会長あいさつ）

（「西川 正則」農政副部会長あいさつ）

議 長

ありがとうございます。

次に、議案第 33 号「農業者年金地区別加入推進構成員の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案第 33 号について説明します。

八幡浜市農業委員会では、農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金の加入推進を行っております。

具体的には、市内を 5 つの地区に分け、農業委員、JA にしうわの農業者年金担当者及び農業委員会事務局職員を構成員とする「地区別加入推進班」を設置し、効果的に加入推進をしたいと考えております。

参考資料の 7 ページをご覧ください。

この資料は前年度の実績になります。

担当地区についてです。

議案書 4 ページのとおり、市内を 5 地区に分けて、担当委員数の調整を図っております。

次に、農業者年金加入推進部長及び加入推進会議についてです。

「地区別加入推進班」ごとに年金部長を決定していただき、9月総会終了後に「加入推進会議」を開催する予定としています。後日あらためて案内させていただきますので、ご参加の程、よろしくお願いします。

農業者年金制度については、お手元にある「知って得する農業者年金」というパンフレットを配布しております。農業者年金について分かりやすく説明した資料になりますので、お手すきの際にお読みください。

説明は以上となりますが、本日、議案第33号で議決いただく内容としましては、地区別加入推進班が担当する地区はこれでよいか、農業委員の振り分けはこれでよいかご審議を願います。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委 員 (意見、質疑等なし)

では、おはかりします。

農業者年金地区別加入推進構成員の決定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第34号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。

皆さま方農業委員は、市町村長が任命するのに対し、こちらの推進委員は、農業委員会が委嘱をします。当委員会の定数は17名で、ご提案申し上げる候補者は、議案書に掲載をしているとおりです。それでは、候補に至る経緯をご説明します。

参考資料の8ページと9ページをご覧ください。

農業委員及び推進委員の公募は、法令に基づき本年2月10日から3月9日まで行い、推進委員については、定数17名に対し17名の推薦がありました。

10 ページをご覧ください。

3 月 23 日に候補者評価委員会を開催した内容について、とりまとめております。

11 ページをご覧ください。

評価については、候補者 17 名全てが地元農家及び関係団体からの推薦であったことから、いずれの候補者も概ね高い評価を得ております。

農業委員会への意見としては、届出番号 1 から 17 までの 17 名を候補者とするのが適当としており、本日、その 17 名を推進委員としてご提案申し上げています。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質疑等ございませんか。

委 員 (意見、質疑等なし)

議 長 では、おはかりします。
農地利用最適化推進委員の決定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
以上で、本日の総会にて提案をしました議案全ての審議が終了しました。
続きまして、日程第 9「その他について」事務局からお願いします。

(「その他」について説明及び審議)

議 長 それでは、以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 1 1 時 2 0 分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年7月21日

会 長 樋 田 都

臨 時 議 長 濱 田 善 純

議事録署名人 濱 田 善 純

議事録署名人 萩 森 浩 志